

平成19年10月1日以後に相続等により取得した郵便窓口業務を行う郵便局の敷地の用に供されている土地等に係る小規模宅地等の特例のQ&A

問1 被相続人又はその被相続人の相続人が、郵便窓口業務を行う郵便局の用に供されていた建物の所有者でない場合に、その建物の敷地の用に供されている土地等について80%の減額を受けることができますか。



答 80%の減額を受けることはできません。ただし、郵便窓口業務を行う郵便局の敷地の用に供されている土地等の貸付けについて、被相続人又は被相続人と生計を一にする親族が相当の対価を得て継続的に貸し付けている場合には、原則として200㎡までの部分について50%の減額を受けることができます。

問2 小規模宅地等の特例の対象として、80%の減額を受けられる「一定の業務の用に供されている部分」とはどのような部分ですか。

答 郵便局株式会社法第4条第1項に規定する業務（同条第2項に規定する業務を併せて行っている場合の当該業務を含みます。以下同じです。）の用(注)に供する部分に限られます。したがって、例えば、郵便局株式会社から郵便事業株式会社などに転貸する部分（郵便局舎のうちいわゆる配達センターの部分など）は、80%の減額を受けられることができる小規模宅地等の特例の対象には該当しません。

なお、郵便局株式会社法第4条第1項に規定する業務の用に供する部分以外の部分について、被相続人又は被相続人と生計を一にする親族が相当の対価を得て継続的に貸し付けている場合には、原則として200㎡までの部分について50%の減額を受けることができます（特例の対象となる土地等には、限度面積要件がありますのでご注意ください。）。

(注) 特例の対象となる業務の用

<郵便局株式会社法第4条第1項>

- ① 郵便事業株式会社の委託を受けて行う郵便窓口業務
- ② 郵便事業株式会社の委託を受けて行う印紙の売りさばき
- ③ 上記①又は②に掲げる業務に附帯する業務

【次頁へ】

【前頁から】

＜郵便局株式会社法第4条第2項＞

- ① 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律に基づく郵便局取扱事務に係る業務
- ② 銀行業及び生命保険業の代理業務
- ③ 地域住民の利便の増進に資する業務
- ④ 上記①～③に掲げる業務に附帯する業務

問3 賃貸借契約につき変更が認められる事項はどのような事項ですか。

答 変更が認められる事項は、①郵便局株式会社の支社等（営業所、事務所その他の施設をいいます。）の名称、所在地又は支社等の長、②被相続人又はその被相続人の相続人の氏名又は住所、③賃貸借契約において定められた契約の期間、④賃貸借契約の対象となっている土地等及び建物の所在地の行政区画、郡、区等の名称又は地番です。また、契約にあらかじめ盛り込まれた適正な賃料算定基準に基づく賃料の改定については、契約事項の変更に該当しません。

なお、建物の増築又は改築を行った場合は、契約事項の変更に該当することになりますのでご注意ください。

問4 総務大臣の証明の申請・照会窓口はどこですか。

答 総務大臣の証明の申請・照会窓口は、次のとおりです。

〔申請・照会窓口〕

総務省郵政行政局企画課

〒100-8926

東京都千代田区霞ヶ関2丁目1番2号

電話 03(5253)5964

- ☆ - ★ - ☆ - ★ - ☆ - ★ - ☆ - ★ - ☆ - ★ - ☆ - ★ - ☆ - ★ - ☆ - ★ - ☆ -

- 小規模宅地等の特例についてお分かりにならないことがありましたら、税務署又は税務相談室におたずねください。



平成19年10月
税務署 この社会あなたの税がいきている